

岐阜市の電力入札に係る一般競争の入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市契約規則（昭和 39 年岐阜市規則第 7 号）第 18 条第 1 項及び岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成 13 年 6 月 1 日決裁）第 4 条第 3 号の規定により、物件の製造、買入れその他の契約に係る岐阜市競争入札参加資格審査を受け、この公告の日から 1 か月前までに岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者で、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書の受付期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (2) 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 62 年 3 月 27 日決裁）の規定に基づく資格停止を一般競争入札参加資格確認申請書の受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- (3) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 3 月 31 日決裁）第 3 条に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、談合等不正な行為とは解さない。
 - ① 資本関係
次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。
 - ア 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続が係属中の会社である場合を除く。
 - ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ ①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 岐阜市を供給区域とする一般配送電事業者との接続供給契約を締結している者であること。（岐阜市を供給区域とする一般配送電事業者は除く。）
- (7) この公告の日から過去 2 年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体に対する電気の供給に係る契約実績が 2 件以上あること。